

業務部速報



No. 61

発行 19. 1. 31

JR東労組 業務部

申14号「新幹線業務の变革について」に関する解明申し入れ（第1回交渉）

第1項「新幹線統括本部」を設置する目的を明確にすること。

- ・本社、支社の新幹線に関わる業務及び新幹線運行本部の業務を集約し、新幹線を一元的、専門的に統括する部門として、「新幹線統括本部」を設置する。
- ・今後様々な設備更新や高速運転に伴い諸課題があると認識している。
- 説明資料における「継続的な人材育成」についての会社の問題意識
- 【営業】組織見直しにより駅の体制は変わらないが、統括本部と現場の連携は今後も必要。
- 【運車】異常時対応能力向上等が重要であり、シミュレータの導入などをしていく。
- 【設備】新幹線に特化した訓練設備は少ない。教える講師も不足している。
- 【電気】トラブル対応で経験値を積む機会が少ない。教育訓練を通じて技術の深掘りをしていく。
- ・「新幹線に相応しい人材」とは、高速走行する新幹線は、在来線とは一線を画す物であり、その運行に必要な新幹線特有の技術を有する人ということ。
- ・統括機関は本社と支社の機能を兼ね備えている。これまでにない概念である。
- ・指揮命令権、人事権、施設管理権は新幹線統括本部になる。
- ・新幹線統括本部は本社内に置くことで検討している。

第2項 新幹線現業機関社員の所属を「新幹線統括本部」にする目的を明確にすること。また、変更となる職場を明確にすること。

- ・指揮命令系統の関係から、新幹線の現業機関は新幹線統括本部に所属が変更となる。
- ・新幹線運行本部の指令室は、場所は変わらず新幹線総合指令所という名称になる。現行の新幹線運行本部にある企画部門に該当する業務を統括本部に移動するかは検討中。
- ・昇進試験や健康診断、永年勤続表彰、事務手続き等は社員に不便がないようにしていく。
- ・従来の支社研修は、内容によって統括本部が行う場合と、各支社と連携する場合がある。

第3項「労使間の取扱いに関する協約」の変更について明確にすること。

- ・経営協議会・団体交渉、苦情処理会議、簡易苦情処理会議の設置単位として、新幹線統括本部を新たに設定する。

第4項「新幹線統括本部」の全体・エリア・現業機関について、それぞれの規模感を明確にすること。

- | | | |
|----|---|-------------------------------------|
| 組合 | ・本社附属機関でも出面の確保が必要な箇所は標準数を示している。運行本部は標準数を示すべきだ。 | ・殆どの現業機関は大枠の現在員数は今のまま維持して所属変更となる。 |
| | ・変化する業務に対して標準数と要員規模は非常に重要なポイントだ。各支社でも変動してくるため議論はすべきだ。 | ・地方機関に所属している現場で、体制変更がある場合は地方で提案を行う。 |
| 会社 | ↓
4月1日時点で現在員数に大きな変更はないとの考え方が示されるが明確な規模は示されず！ | |
| | ・新幹線統括本部の標準数は示せるものはないが、業務量に見合った配置を行う。 | |
| | ・非現業部門は標準数として出すことが難しい。
・標準数を示す事が適切な施策であれば示す。 | |

～第2回交渉は2月4日に行います！～